2022 年 5 月 2 日

陸上競技活動開催のガイダンス

競技会開催について（第 4 版）

本ガイダンスは、競技会開催に向けた留意点をまとめた文書である。大会主催者は本ガイダンスに記載された事項を参照の上、新型コロナウイルス感染症対策を検討・実施すること。大会主催者は開催地の新型コロナウイルスの感染状況および政府・自治体からの要請等により、感染症対策の強化・緩和など柔軟な対応をしていくこと。

※以下、青い文字で表示されている項目には、本ガイダンス更新時点でのリンクが張られています。

ガイダンスの策定について

2020 年 5 月 14 日（2020 年 5 月 29 日改訂）にスポーツ庁から示された「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、および公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」を礎とし、日本陸上競技連盟は競技特性を踏まえて競技会再開にあたってのガイダンス第 1 版を 2020 年 6 月 11 日に定めた。関係団体、関連団体の多大なる協力により、幸いにも競技会において新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を認めなかった。その後、新型コロナウイルス感染症、特にオミクロン変異株の科学的知見の更新や国内の感染状況の変化により、ガイダンスに改訂を加えてきた。

陸上競技会開催における感染拡大防止対策の根幹は、政府の方針、それぞれの地域の感染拡大状況に基づく行政判断を優先させることを前提とし、本ガイダンスの趣旨を理解し、感染リスクを軽減させた競技会の運営を行うことである。

本ガイダンスは新型コロナウイルスの科学的知見の更新や国内の感染状況の変化により逐次見直されることがある。新たな変異株にも対応できるよう、関係団体、関連団体の皆様の更なる協力をお願いしたい。(2022 年 5 月 2 日)

JAAF

感染リスクを軽減させた競技会の運営について（チェックリスト）

本ガイダンスは、競技会開催に向けた留意点をまとめた文書である。大会主催者は本ガイダンスに記載された事項を参照の上、新型コロナウイルス感染症対策を検討・実施すること。大会主催者は開催地の新型コロナウイルスの感染状況および政府・自治体からの要請等により、感染症対策の強化・緩和など柔軟な対応をしていくこと。
※以下、青い文字で表示されている項目には、本ガイダンス更新時点でのリンクが張られています。

競技会開催の留意点

１．緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等において課される行動制限下における大会開催について
※緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等において課される行動制限下における大会開催については、政府の方針、開催地自治体等の方針に沿った開催を検討すること。開催にあたっては、開催地の自治体等と感染防止に関する諸事項について十分に協議した上で、政府や開催地の自治体等から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じること。

２.診療体制
開催地の新型コロナウイルス感染症の対応について保健所へ事前に相談しておくこと。

３．健康状態について
競技会に関わる全ての人は日頃より体調管理・検温を実施すること。

４．感染予防対策
大会主催者は、基本的な感染防止策（マスクの着用、手洗い、三密の回避）の徹底。
主催者は、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の手順を定めた「感染症予防対策マニュアル」を作成していること。

Ⅰ　競技会開催にあたっての基本注意事項

1．3 密を回避（下記の 3 点が生じる場所を徹底的に解消する）

・密閉空間（換気の悪い密閉空間である）

・密集場所（多くの人が密集している）

・密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

※上記が想定される場所で「3 密」の状態を排除する設定をする

2．感染症対策

・こまめに手洗いまたは手指の消毒を行い、手を清潔に保つ。

・マスクを着用し、咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにする。

※マスクの着用については、状況によって判断する。マスクを着用して運動を行った場合、体温を下げにくくなり熱中症を引き起こす恐れもあるため、息苦しさを感じた場合はマスクを外して、水分補給や休憩をとるなど無理をしない。

3．主催者としてすべきこと

・3 密を解消する工夫を徹底する。

・多くの人が頻繁に触れる箇所を清掃・消毒し、環境を清潔に保つ。

消毒に有効な薬剤の例：アルコール 70%程度のもの、もしくは次亜塩素酸ナトリウム　0.05%溶液

・競技会に関わるすべての人に競技会開催地の新型コロナウイルス感染症に関する状況を伝える。

・競技会での感染予防対策、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の手順などを定めた「感染症予防対策マニュアル」を作成する。

4．競技会に関わる全ての人（競技者・チーム関係者・大会/競技役員・観客・メディアなど）がすべきこと

・3 密を避けた行動

・日々の体調管理

・競技会終了後、2 週間以内に発熱などの症状があった場合には最寄りの保健所、診療所（かかりつけ医）等に相談後、必ず大会主催者に報告する。

・新型コロナウイルス接触確認アプリ等を積極的に活用する。

・連絡先の把握の必然性

競技会主催者が全ての人の連絡先を把握することで不特定多数ではない状態を作ることが重要である。

また感染者が発生した場合に、保健所から大会主催者に対して、感染者本人及び濃厚接触者等への連絡をする為に、連絡先の提供を求められる場合があるので、必ず把握するようにすること。

・競技会主催者は、開催地や国内各地の感染状況によっては、競技者、競技会関係者等に対して競技会前に PCR 検査を受けるよう要請することも検討する。検査を要請する場合、主催者は開催地の自治体等との協議や、競技会で想定される競技者・関係者の行動範囲等も踏まえて対象者を決める。また、検査を実施する場合、競技会開催前 72 時間以内に検査を受けることを推奨する。また主催者は検査を受けた者から、医療機関もしくは検査機関から発行・発信され検査結果が記された書面等の提出を受けて、確実に検査結果を確認すること。

5．危機管理体制の構築

・各大会に感染症に関する施策の策定や意思決定等を行う体制・組織、もしくは、それに該当するものを危機管理責任組織または者として明確にすること。

・体制・組織の委員は、大会会長、競技運営関係者、医療救護関係者、行政関係者、保健所関係者などが望

ましい。（大会規模やその時の感染状況に応じて医師及び保健師を入れることも検討する。）

・感染症予防対策や、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した際の対応を開催自治体および保健所と連携しながら以下の感染症対策を行うこと。

①行政及び本連盟等の窓口を定めること

②感染症予防対策や感染者が発生した場合の手順を定めた感染症予防対策マニュアルを作成すること。

③感染症対策の内容を競技者、チーム（もしくはクラブ)、競技役員などに周知・啓蒙を行うこと。

Ⅱ　競技会開催にあたっての配慮事項

※必要に応じて大会要項・競技注意事項に記載する。

１．感染防止対策を講じること

☐（１）　３密を回避（密閉・密集・密接）すること。

・フィジカルディスタンス確保の工夫（部屋のレイアウト変更など）

・室内換気の確保

・集合時間をずらした行動など

①　密閉空間（換気の悪い密閉空間である）の対策

陸上競技場諸室／屋内練習場／更衣室内の室内換気を徹底する。

②　密集場所（多くの人が密集している）の対策

陸上競技場諸室／招集所／雨天時室内練習所／スタート待機所／フィールド待機所における感染対策として、フィジカルディスタンスが確保できる使用人数で制限、滞留時間を短縮する運用、マスク着用を促すなどの対策をする。

③　密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の対策

陸上競技場諸室／チームベンチ／スタート待機所／フィールド待機所における感染対策として、フィジカルディスタンスが確保できる使用人数で制限、マスク着用を促すなどの対策をする。また物の受け渡しは極力避け、避けられない場合は、手洗い・手指の消毒をする。

☐（２）競技者に対し実施すること。

①　競技者に対し競技会１週間前からの体調管理および検温を義務付ける。

②　体調管理の方法、チェック方法は主催者が定め、実施する。

主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者に求めた情報の保管期間（少なくとも１か月）を定めて保存しておく。

保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄をおこなうとともに、廃棄した証を保管する。

主催者は体調管理ができていない競技者を出場不可とすることができる。

③　不確かな競技者がいた場合は、その場で検温を実施し、状況により参加を許可しない。

不確かな競技者の事例：一見して体調が悪そうに見える、顔がほてっている、咳、鼻水の症状（風邪の症状）が見られる。

④　運動時を除きマスクの着用を義務とし、主催者はマスクをしていない人に対し注意を促す。

⑤　手洗い・手指の消毒・洗顔の徹底を呼び掛ける。

☐（３）参加者、チーム関係者・大会/競技役員・観客・メディア、大会運営関係者に感染者、濃厚接触者、感染疑い者の参加・従事の可否

・原則として行政、学校や企業等の所属の対応方針を優先すること。

①感染者への対応（療養解除のタイミング）

【発熱や咽頭痛などの症状がある場合】

発症日（＝症状が出現した日から）10 日間以上経過かつ症状軽快後 72 時間以上経過していれば 検査なしで療養解除となります。または発症日から 10 日間経過する前に症状軽快した場合は、 症状軽快から 24 時間経過後に、24 時間以上の間隔を空けて 2 回 PCR 検査等で陰性を確認できれば 14 療養解除とす

ることができます。この症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が 改善傾向である場合をいいます。ただし感染後は咳などの症状が暫く残ることがあるので、心配ならば 医療機関や産業医に相談することを勧めます。また、発症の時間（夕方や夜など）によっては療養解除が 翌日になる場合があります。

【症状がない場合】

陽性となった検体採取日から 7 日間経過後に療養解除となります。ただし 10 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食などを避けること、マスクを着用する ことなどの感染対策が求められます。

【無症状者だったが途中症状が出た場合】

当初無症状の人であっても、途中で症状が出現してしまったら、発症から 10 日間は感染性があるとされて いるため、陽性検体採取日より後の「発症日」が起算日になります。その後は上記【発熱や咽頭痛などの症状がある場合】の対応に従ってください。

※療養解除基準は変更される可能性があります。

職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド

事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和 4 年 3 月 16 日）

②濃厚接触者への対応／濃厚接触者の待機期間について

・原則 7 日間で 8 日目に解除。ただし、4・5 日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5 日目から解除を可能（7 日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求めること）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

③感染疑い者への対応

厚生労働省の薬事承認をうけた抗原定性検査キットを使用し、検査をすることを推奨する。

次の 1) および 2) の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

1)感染疑い症状の発症後に少なくても 8 日が経過している。

（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと。）

2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくても 3 日が経過している。

（3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと。）

※5　感染疑い症状とは

▼息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

▼重症化しやすい方（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

▼上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合（症状が 4 日以上続く場合は必ず、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談を。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様）

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」厚生労働省

☐（4）室内清掃・消毒の準備を整える。

☐（5）フィジカルディスタンスを確保するため、医務室の広さを十分に確保し、通常の救護体制の他、競技会における感染対策、感染者・濃厚接触者・感染疑い者が発生した場合の手順を定めた感染症予防対策マニュアルに沿って対応できる体制を整えること。

医務室が常設でない競技場についてはテントなど仮設の医務室（救護所）を設置する。プライバシー

が守れるように注意する。

■（６）個人防護具を準備する。（フェイスシールド、ゴーグル、手袋、マスク、使い捨て防護服など）

■（７）発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテントを確保する。（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナーを用意する）

■（８）競技役員と競技者の動線をできる限り分ける。

２．対象者毎の配慮事項

■（１）共通事項（主催者は競技会に関わる全ての人に以下の内容を伝える）

① 体調チェックと検温は大会１週間前から自己管理すること。管理方法と提出の有無については大会主催者が定めること。

※以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること

・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※体調管理チェックシートを提出する場合は、提出前に、提出するデータをコピーまたは写真に撮り、自身でも保管すること。

② マスク着用、手洗い・洗顔を徹底する。

【注意】炎天下の活動時におけるマスクの着用について

・気温 31 度以上の環境（※３）においてマスクの着用はせず３密回避、フィジカルディスタンスの確保等の感染症予防対策を徹底すること。

・諸室等の空調の効いた密閉空間ではマスクを着用すること。

（※３　日本スポーツ協会熱中症予防運動指針　気温 31 度以上：厳重警戒、35 度以上原則中止）

③ ３密を回避した行動を心掛ける。

④ 感染状況に応じて、競技会の規模、目的にあわせ参加資格に制限をかけることも検討する。

・年齢、参加資格記録等でレース数、組数の調整をする等。

・参加者数に応じた競技役員を委嘱する。

※開催地の感染状況により、応援者・観戦者を入れることの是非は主催者がその都度、慎重に検討し判断する。

■（２）競技者（事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする）

① 主催者が指定した方法で体調管理チェックを行う。

② ウォーミングアップは個別に行うことがのぞましい。

③ 競技用具使用後は手洗い・手指の消毒をする。

④ 更衣室の滞在は短時間にする。

⑤ 運動中につばや痰を吐くことは極力行わない。

⑥ 体液の付着したゴミは自己責任で処理する。（基本的に持ち帰り）

■（３）主催者／競技役員（以下を伝え、必要に応じ委嘱状・マニュアル等に記載する）

① 主催者は文書・メール等を活用し、事前打ち合わせを減らす工夫をする。

② 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等）を持っている者には、競技役員委嘱の連絡の際に辞退するよう促す。

③ 競技者と接触を減らす工夫をする。

④ ３密の回避行動、マスクの着用、眼への飛沫感染を防ぐための眼鏡またはサングラス（UV カットグラス）、使い捨ての手袋を緊急時にすぐ着けられるように携帯する。

⑤ 用器具、通信機器、審判用具、計測機器、情報端末、その他共用物の使用後は手洗い・手指の消毒・洗顔を欠かさない。

■（４）チーム関係者・応援者・観客（事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする）

① ３密を防ぐため競技場客席（スタンドなど）をチーム関係者など待機スペースとして有効的に使用す

る。
② 声を出しての応援、集団での応援を行わない。
③ 競技者に付き添う場合の競技者との接触、フィジカルディスタンスを確保し、会話に注意する。
④ 混雑を回避するため、競技者に付き添う者のウォームアップ場への立ち入りを最小限にする。

3． 競技種目毎の配慮事項

■（1）競技運営・種目共通の配慮事項

① 競技会の参加人数の設定について
参加人数の制限やレース間隔は行う競技会の特性によるため、実施する競技種目により、運営内容について検討が必要である。一方で、感染防止策が取れる範囲で、実施する競技種目を決定するという方法もある。どちらを選ぶかは主催者の判断とする。
② スタート待機及び招集時間を分割し密集を防ぐタイムテーブルを設定する。
③ 競技開始前（招集～スタート地点での待機）
3密の回避として、招集時刻を分散化（細分化）し、招集所ではフィジカルディスタンスの確保、滞在時間を短縮する運用（手続きの簡略化）、マスク着用を促すなどの対策をする。
④ 滞在時間の短縮のため競技者紹介は簡略化することも検討する。
⑤ 競技中・フィニッシュ後に倒れ込んだ競技者のケア：防護体制（マスク、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋など）を整えたスタッフで対応する。ゴーグル（サングラス）はその都度、アルコール消毒をする。
⑥ レース後：手洗いへ直行する動線を確保し、手洗い・洗顔（ペーパータオルなどを用意することが望ましい）を徹底するように促す。
⑦ 中長距離レースについては、他の種目と同様、上記③～⑥を徹底し、2段階スタートで実施するなどスタート地点での密を防ぐ工夫をし、レースをすることが望ましい。
⑧ 記録発表の工夫：掲示板の前に人だかりができないように掲示場所の分散化やWebを活用した発表をする。
⑨ ミックスゾーンを設置する場合は柵などでフィジカルディスタンスを確保し、3密を防ぐ。
⑩ 開会式・閉会式・表彰式は3密を回避した方法を検討する。報道関係者や観客等が表彰会場に集まり密集状態にならない工夫、短時間での方法を検討する。
⑪ 会場アナウンスでコロナウイルス対策を積極的にアナウンスする。

■（2）トラック種目の配慮事項

① 2～3組ずつスタート地点に誘導し、待機場所にゆとりを持たせる。
② スタート位置やフィニッシュ後に留まることを短時間とする。
③ 競技者はレース中のマスク着用は義務づける必要はない。招集中・移動中・待機中はマスクを着用するように呼び掛ける。マスク着用による熱中症に気をつける。
④ 給水の競技役員・補助員は競技開始前に手指を消毒し、マスク、手袋、フェイスシールド等を着用する。
⑤ 混成競技者控室を設ける場合は、競技者はマスクを着用し、競技者同士のフィジカルディスタンスを確保の上、換気を徹底する。フィジカルディスタンスを確保できない場合はパーテーションなどで区切る。

■（3）フィールド種目の配慮事項

① 待機場所における競技者同士のフィジカルディスタンスを確保し、競技役員は注意を促す。
② 投てき器具やすべり止めの共用禁止にする必要はない。終了後の手洗い・洗顔の徹底を呼び掛ける。また、試技の前後に手指の消毒を実施し、競技中に不用意に手で顔を触らぬように注意をすることで対応する。跳躍種目における着地マットや砂場も同様である。
③ 滑り止め（炭酸マグネシウム）利用については、共有しない方法で実施する。競技者が容器に手を入れて着ける形ではなく競技役員や補助員から適量を受け取る方法や小分けして競技者に渡す方法、また競技者の持ち込みも可とするなど。
④ 助走練習、投てき練習時に並ぶ時はフィジカルディスタンスを確保するか、あるいは競技役員が1人

ずつ順番に呼び出す。
⑤　競技者同士の会話は極力避け、待機中はマスクを着用するよう呼びかける。
⑥　競技役員・補助役員の手旗、パソコン、計測器などの共用は極力避けるが、共用する場合には、使用後、手洗い、手指の消毒、機器の消毒を行う。
⑦　コーチがコーチ席から競技者に向かって話す際は、マスク着用の上、フィジカルディスタンスを確保し、話すように呼び掛ける。

4．　施設における配慮事項

■（1）施設入場時の配慮事項
①　競技役員及び競技者受付所など、対面して受付を行う場所にアクリルパーテーションなどを設置、またはフェイスシールドを準備し対応する。
②　受付やゲートにて不確かな者に検温を実施する。
③　入退場口での手指の消毒液を準備する
④　フィジカルディスタンス確保の呼びかけ。(整列に必要なマークの設置)

■（2）施設利用上の配慮事項
①　常時換気の実施（窓開け・戸開けの実施）※換気できない場所は利用しない。
②　諸室・招集所などの座席配置を工夫する。(フィジカルディスタンスの確保)
③　拡声器・通信機器を利用する。
④　直接の接触回避を工夫する。
⑤　多くの者が接触する可能性がある箇所の清掃（消毒）頻度を増やす。
(施設所有者・管理者に確認すること)
⑥　雨天時の待避場所の確保・終了後、施設・設備・用器具の清掃・消毒を行う。
⑦　トイレ（便座、ドアノブ、水洗トイレのレバー等）を清潔に保つ。(便座の蓋をしてから流す)
⑧　「3 密」の状態が発生しやすくなるため、喫煙所を設置しない（施設所有者と協議すること)。
⑨　ゴミ箱を撤去し、ゴミは各自持ち帰るように事前に周知し、かつアナウンスをする。
※諸室におけるごみを回収担当者は、マスク、手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は、手洗い・手指の消毒をする。
⑩　シャワールームの使用する場合、地域および施設の指示に従い 3 密を防ぎ清掃・消毒を徹底した上で使用する。
⑪　更衣室を使用する場合は、換気の徹底と一度に入室する人数を制限して密を防ぐ。
⑫　発熱者が出た場合の、隔離用の部屋を確保する。(適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションで仕切ったコーナーを用意する)

■（3）ウォーミングアップ会場の配慮事項
①　フィジカルディスタンスの確保を工夫する。
②　トレーナーステーションを設置する場合は、3 密の回避および、利用者の手洗い・手指の消毒を徹底する。トレーナーステーション内では常時マスク着用とする。
③　ウォーミングアップ会場の利用人数の調整、ウォーミングアップ会場周りの観戦者の密集を防ぐ。

5．　メディア・取材への配慮事項

■（1）主催者の対応事項
①大会主催者は報道各社向けの大会取材要項を作成し、メディアの履行義務事項（開催 1 週間前の体調管理・検温の義務と体調管理の報告、および終了後 2 週間の体調管理・検温を行う旨を必ず記載）などを記載し、取材の事前申請を受け付ける。事前申請のない競技会では、大会 HP やプレスリリースを通じて周知する。また、当日の受付でも「しおり」などをもとに確認・徹底する。
※多くのメディアが来る可能性がある大会については本連盟に相談する。

■（2）取材人数ついて
①　会場（取材エリア／ミックスゾーン／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限する。できる限り人数を少なくするよう要請する。
(例) 1 社 1 名（取材・撮影兼務）or　取材／撮影　各 1 名　など

■（3）取材方法について
①　AD カードまたはビブスを用意して報道取材者を管理する。

② 報道受付では主催者が指定した体調管理チェック（体調管理チェックシート、体調管理アプリ等）を確認する。
③ ミックスゾーンを設置する場合は柵などでフィジカルディスタンスを確保し、3 密を防ぐ。
④ 囲み取材・インタビュー：競技者同意のもとのフィジカルディスタンス（競技者と取材者および取材者同士の距離）を確保、またはアクリルパーテーションなどを使用し実施する。マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討する。

□（4）取材・撮影エリア
① 撮影エリアはフィジカルディスタンスで区切る。
または、設定できる撮影エリア内でのフィジカルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかける。

□（5）報道取材者の協力事項
① 取材時はマスクを着用する。
② 開催 1 週間前の体調管理・検温の義務と主催者が指定した方法による体調管理チェックの報告、および終了後 2 週間の体調管理・検温を行う。
③ 会場内では手洗いや咳エチケットなどの実施を心がける。
④ 取材人数・取材方法・取材エリアを遵守する。

6． 競技会終了後の対応事項（以下の体制を整え競技会開催に臨む）

□（1）施設所有者・管理者への確認事項
① 競技終了後のすべての箇所（机、いす、ドアノブ、パソコン、トイレなど）を消毒する。
② 競技終了後のすべての競技用機材（スターティングブロック・投てき物・バトンなど）を消毒する。

□（2）参加者への周知事項と主催者の対応事項
① 参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。
② 参加者は症状が 4 日以上続く場合は必ず最寄りの開催自治体の衛生部局に報告し、大会主催者に報告する。
③ 主催者は競技会終了後、2 週間以内に感染の報告を受けた場合、感染の情報を入手し、開催自治体の衛生部局に連絡し、指示に従い協力する。
④ 感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要がある。なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意しなければならない。
⑤ 主催者は日本陸上競技連盟(電話番号:050-1746-6100)に報告する。

7． 陸上競技観戦の観客に対する対応事項および感染対策

開催地の自治体の指示に従い、感染対策をした上で観客の有無を慎重に判断する。

□（1）発熱、咳、倦怠感、咽頭痛などが見られる場合は観戦できない。
□（2）入場時の濃厚接触を減らすための工夫をする。 （待機列、入場列ゾーニング等）
□（3）開場時間を繰り上げるなど、余裕を持った入場を設定する。
□（4）サーモメーター等を利用した競技場入場時の体温チェック。
□（5）入場時の手指の消毒とマスク着用を徹底する。
□（6）観戦時の濃厚接触を減らす工夫をする。
・入場者数の制限（開催地の指針と会場規模にあわせて設定する）
・他観戦者との十分な距離を空けての観戦（観戦可能座席の工夫）かつ移動を制限する。
・飛沫感染予防のため、応援歌、声援をしないよう呼びかける。

☐（７）競技者との交流（サイン色紙の要求、ハイタッチ等）は原則実施しない。
☐（８）退場時の混雑を緩和させる。（券種、座席場所に基づいた規制退場など）

８．　観客から感染者が出た場合に備えること

☐（１）観客に感染者が出た場合に備えて周囲に座っていた方を特定できるような工夫をする。

【座席指定席の場合】

・入場者が何時にどの席に座っていたか主催者側が把握できるような管理体制を構築する。

【自由席の場合】

・観戦者が何時にどの座席・エリアに座ったのか申告してもらう。（座席番号等および連絡先の集計）

９．　大会主催者の免責事項

☐（１）大会主催者の責任の範囲を明確にする

・大会主催者は競技会に関わる全ての人に対して加入する保険の補償内容を明示する。

・大会主催者は競技会に関わる全ての人の感染に対するいかなる責任を負わない。

１０．個人情報取得の同意

☐（１）個人情報の取得目的に明記

・競技運営目的以外に感染症予防対策目的として個人情報を取得する旨の同意を取得する。

☐（２）個人情報の第３者提供

・大会主催者が保健所・医療機関等の第三者へ情報を提供することへの同意を取得する。

☐（３）個人情報の保管期間

・取得した個人情報は大会終了後少なくとも１か月とする。

・保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄をおこなうとともに、廃棄した証を保管する。

以上

比較表

【第3版】競技会開催について（2021年1月15日）	【第4版】競技会開催について(2022年5月2日)
陸上競技活動再開のガイダンス 競技会開催について第３版2021年1月15日改訂 ※赤字は改訂版で追加・修正した部分になります。 ※以下、青い文字で表示されている項目には、本ガイダンス更新時点でのリンクが張られています。	陸上競技活動開催のガイダンス 競技会開催について（第4版） 本ガイダンスは、競技会開催に向けた留意点をまとめた文書である。大会主催者は本ガイダンスに記載された事項を参照の上、新型コロナウイルス感染症対策を検討・実施すること。大会主催者は開催地の新型コロナウイルスの感染状況および政府・自治体からの要請等により、感染症対策の強化・緩和など柔軟な対応をしていくこと。 ※以下、青い文字で表示されている項目には、本ガイダンス更新時点でのリンクが張られています。
設定の意義・目的 （本文）	設定の意義・目的 （本文）
競技会主催者は別紙：「④競技会開催の基本情報と前提条件の確認（提出用チェックリスト）」の必要事項に記入・チェックを入れ、大会開催2週間前までに加盟都道府県陸協または日本実業団連合・地区学生陸上競技連盟に提出すること。	
感染リスクを軽減させた競技会の運営について（チェックリスト） 大会主催者は競技会開催の基本情報と前提条件を満たしたうえで、開催の準備に取り掛かる。 感染リスクを軽減させた競技会運営をするため、以下の配慮事項にチェックを入れながら準備を進めること	感染リスクを軽減させた競技会の運営について（チェックリスト） 大会主催者は競技会開催の基本情報と留意点を確認のうえ、開催の準備に取り掛かる。 感染リスクを軽減させた競技会運営をするため、以下の配慮事項にチェックを入れながら準備を進めること
【競技会開催の前提条件】 １緊急事態宣言の解除 ①移動制限の解除 ②不要不急の外出自粛の解除 ③店舗営業自粛の解除 ④学校において部活動が認められている（高校生以下の競技会の場合）	競技会開催の留意点 １．緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等において課される行動制限下における大会開催について ※緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等において課される行動制限下における大会開催については、政府の方針、開催地自治体等の方針に沿った開催を検討すること。開催にあたっては、開催地の自治体等と感染防止に関する

ただし、緊急事態宣言発出中であっても、緊急事態宣言の要請内容にイベント開催の中止もしくは自粛が含まれていない場合は、競技会主催者は競技会の開催を検討してもよい。開催にあたっては、開催地の自治体等と感染防止に関する諸事項について十分に協議した上で、政府や開催地の自治体等から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じること。 ２競技会開催を管轄する自治体からイベントの開催が認められている ３大会開催都市もしくは地域において、新型コロナウイルス感染症に関する診療体制が整っている。緊急時の後方支援病院１）がある。 ※１後方支援病院とは 緊急時においてもスムーズに受診できるよう保健当局との間であらかじめ整えてある医療機関。感染者および感染疑い者が発生した場合に、対応可能な医療機関を事前に定めておくことが重要である。 ４競技会に関わる全ての人（審判員・競技者・コーチなど）の健康状態の管理体制を整える （開催1週間前の体調管理および検温の報告義務、および終了後2週間の体調管理・検温の義務） ５陸上競技活動再開についてのガイダンス「競技会開催について」に沿った競技会運営をする	諸事項について十分に協議した上で、政府や開催地の自治体等から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じること。 ２．診療体制 開催地の新型コロナウイルス感染症の対応について保健所へ事前に相談しておくこと。 ３．健康状態について 競技会に関わる全ての人は日頃より体調管理・検温を実施すること。 ４．感染予防対策 大会主催者は、基本的な感染防□策（マスクの着□、□洗い、三密の回避）の徹底。 主催者は、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の手順を定めた「感染症予防対策マニュアル」を作成していること。
Ⅰ競技会開催にあたっての基本注意事項 １．3密を回避（下記の3点が生じる場所を徹底的に解消する） ・密閉空間（換気の悪い密閉空間である） ・密集場所（多くの人が密集している） ・密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる） ※上記が想定される場所で「３密」の状態を排除する設定をする	Ⅰ競技会開催にあたっての基本注意事項 １．3密を回避（下記の3点が生じる場所を徹底的に解消する） ・密閉空間（換気の悪い密閉空間である） ・密集場所（多くの人が密集している） ・密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる） ※上記が想定される場所で「３密」の状態を排除する設定をする
２．感染症対策 ・こまめに手洗いまたは手指の消毒を行い、手を清潔に保つ。 ・マスクを着用し、咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにする。 ※マスクの着用については、状況によって判断する。マスクを着用して運動を行った場合、体温を下げにくくなり熱中症を引き起こす恐れもあるた	２．感染症対策 ・こまめに手洗いまたは手指の消毒を行い、手を清潔に保つ。 ・マスクを着用し、咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにする。 ※マスクの着用については、状況によって判断する。マスクを着用して運動を行った場合、体温を下げにくくなり熱中症を引き起こす恐れもあるため、

め、息苦しさを感じた場合はマスクを外して、水分補給や休憩休憩をとるなどをとるなど無理をしない。	息苦しさを感じた場合はマスクを外して、水分補給や休憩をとるなど無理をしない。
３．主催者としてすべきこと ・競技会開催地および医療機関の協力を得る。 ・3密を解消する工夫を徹底する。 ・多くの人が頻繁に触れる箇所を清掃・消毒し、環境を清潔に保つ。 消毒に有効な薬剤の例：アルコール70%程度のもの、もしくは次亜塩素酸ナトリウム0.05%溶液 ・競技会に関わるすべての人に競技会開催地の新型コロナウイルス感染症に関する状況を伝える。 ・競技会での感染予防対策、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の手順などを定めた「感染症予防対策マニュアル」を作成する。	３．主催者としてすべきこと ・3密を解消する工夫を徹底する。 ・多くの人が頻繁に触れる箇所を清掃・消毒し、環境を清潔に保つ。 消毒に有効な薬剤の例：アルコール70%程度のもの、もしくは次亜塩素酸ナトリウム0.05%溶液 ・競技会に関わるすべての人に競技会開催地の新型コロナウイルス感染症に関する状況を伝える。 ・競技会での感染予防対策、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の手順などを定めた「感染症予防対策マニュアル」を作成する。
４．競技会に関わる全ての人（競技者・チーム関係者・大会競技役員・観客・メディアなど）がすべきこと ・3密を避けて行動することを徹底する。 ・体調管理を徹底する。 ・競技会終了後、2週間以内に発熱などの症状があった場合には最寄りの保健所、診療所（かかりつけ医等に相談後、必ず大会主催者に報告する。 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ等を積極的に活用する。 ・連絡先の把握の必然性 競技会主催者が全ての人の連絡先を把握することで不特定多数ではない状態を作ることが重要である。 また感染者が発生した場合に、保健所から大会主催者に対して、感染者本人及び濃厚接触者等への連絡をする為に、連絡先の提供を求められる場合があるので、必ず把握するようにすること。 ・競技会主催者は、開催地や国内各地の感染状況によっては、参加競技者、競技会関係者等に対して競技会前にPCR検査を受けるよう要請することも検討する。検査を要請する場合、主催者は開催地の自治体等との協議や、競技会で想定される競技者・関係者の行動範囲等も踏まえて対象者を決める。また、競技会開催前72時間以内に検査を受けることを推奨する。 また主催者は検査を受けた者から、医療機関もしくは検査機関から 発行・発信され検査結果が記された書面等の提出を受けて、確実に検査結果を確認すること。	４．競技会に関わる全ての人（競技者・チーム関係者・大会/競技役員・観客・メディアなど）がすべきこと ・3密を避けた行動 ・日々の体調管理 ・競技会終了後、2週間以内に発熱などの症状があった場合には最寄りの保健所、診療所（かかりつけ医）等に相談後、必ず大会主催者に報告する。 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ等を積極的に活用する。 ・連絡先の把握の必然性 競技会主催者が全ての人の連絡先を把握することで不特定多数ではない状態を作ることが重要である。 また感染者が発生した場合に、保健所から大会主催者に対して、感染者本人及び濃厚接触者等への連絡をする為に、連絡先の提供を求められる場合があるので、必ず把握するようにすること。 ・競技会主催者は、開催地や国内各地の感染状況によっては、競技者、競技会関係者等に対して競技会前にPCR検査を受けるよう要請することも検討する。検査を要請する場合、主催者は開催地の自治体等との協議や、競技会で想定される競技者・関係者の行動範囲等も踏まえて対象者を決める。また、検査を実施する場合、競技会開催前72時間以内に検査を受けることを推奨する。また主催者は検査を受けた者から、医療機関もしくは検査機関から発行・発信され検査結果が記された書面等の提出を受けて、確実に検査結果を確認すること。

５.危機管理体制の構築（新型コロナウイルス感染症対策室の設置） ・各大会に感染症に関する施策の策定や意思決定等を行う合議体である「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置する、もしくは、それに該当する責任者を明確にすること。 ・各大会の新型コロナウイルス感染症対策室の構成員は、大会会長、競技運営関係者、医療救護関係者（医師）、行政関係者、保健所関係者などが望ましい。（各大会の状況に応じて決定して構わないが、医師及び保健師を必ず入れること。） ・各大会の新型コロナウイルス感染症対策室は、感染症予防対策や、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した際の対応を開催自治体および保健所と連携しながら以下の感染症対策を行うこと。 ①各大会の新型コロナウイルス感染症対策室を感染症対策の意思決定機関として機能させ、行政及び本連盟等の窓口となること。 ②感染症予防対策や感染者が発生した場合の行動計画を策定し、「感染症予防対策マニュアル」にまとめること。 ③感染症対策の内容を競技者、チーム（もしくはクラブ）、競技役員などに周知・啓蒙を行うこと。 ・各大会の「感染症予防対策マニュアル」は日本陸連新型コロナウイルス感染症対策本部に共有する。	５.危機管理体制の構築 ・各大会に感染症に関する施策の策定や意思決定等を行う体制・組織、もしくは、それに該当するものを危機管理責任組織または者として明確にすること。 ・体制・組織の委員は、大会会長、競技運営関係者、医療救護関係者、行政関係者、保健所関係者などが望ましい。（大会規模やその時の感染状況に応じて医師及び保健師を入れることも検討する。） ・感染症予防対策や、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した際の対応を開催自治体および保健所と連携しながら以下の感染症対策を行うこと。 ①行政及び本連盟等の窓口を定めること ②感染症予防対策や感染者が発生した場合の手順を定めた感染症予防対策マニュアルを作成すること。 ③感染症対策の内容を競技者、チーム（もしくはクラブ）、競技役員などに周知・啓蒙を行うこと。
Ⅱ競技会開催にあたっての配慮事項 ※必要に応じて大会要項・競技注意事項に記載する。	Ⅱ競技会開催にあたっての配慮事項 ※必要に応じて大会要項・競技注意事項に記載する。
１．感染防止対策を講じること □（１）3密を回避（密閉・密集・密接）する ・ソーシャルディスタンス※確保の工夫（部屋のレイアウト変更など） ※人と人との身体的距離のこと、できるだけ2m最低1mを目安に間隔を空ける ・室内換気の確保 ・集合時間をずらした行動など ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）の対策 陸上競技場諸室／屋内練習場／更衣室内の室内換気を徹底する。 ②密集場所（多くの人が密集している）の対策 陸上競技場諸室／招集所／雨天時室内練習所／スタート待機所／フィールド待機所において、ソーシャルディスタンスを確保できる使用人数で制限	１．感染防止対策を講じること □（１）3密を回避（密閉・密集・密接）すること。 ・フィジカルディスタンス確保の工夫（部屋のレイアウト変更など） ・室内換気の確保 ・集合時間をずらした行動など ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）の対策 陸上競技場諸室／屋内練習場／更衣室内の室内換気を徹底する。 ②密集場所（多くの人が密集している）の対策 陸上競技場諸室／招集所／雨天時室内練習所／スタート待機所／フィールド待機所における感染対策として、フィジカルディスタンスが確保できる使用

する。 ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の対策 陸上競技場諸室／チームベンチ／スタート待機所／フィールド待機所において、ソーシャルディスタンスを確保できる使用人数で制限する。また物の受け渡しは極力避け、避けられない場合は、手洗い・手指の消毒をする。	人数で制限、滞留時間を短縮する運用、マスク着用を促すなどの対策をする。 ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の対策 陸上競技場諸室／チームベンチ／スタート待機所／フィールド待機所における感染対策として、フィジカルディスタンスが確保できる使用人数で制限、マスク着用を促すなどの対策をする。また物の受け渡しは極力避け、避けられない場合は、手洗い・手指の消毒をする。
■（２）競技者に対し実施すること。 ①競技者に対し競技会1週間前からの体調管理および検温を義務付け、指定の体調管理チェック表に記入し提出させる。 ②受付時に体調管理チェック表を受け取る。 （※チーム・学校の場合は代表者がまとめて提出してもよい） 主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた書面の保管期間（少なくとも１月以上）を定めて保存しておく。 保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄をおこなうとともに、廃棄した証を保管する。主催者は提出していない競技者を出場不可とすることができる。 ③不確かな競技者がいた場合は、その場で検温を実施し、状況により参加を許可しない。 不確かな競技者の事例：一見して体調が悪そうに見える、顔がほてっている、咳、鼻水の症状（風邪の症状）が見られる。 ④運動時を除きマスクの着用を義務とし、主催者はマスクをしていない人に対し注意を促す。 ⑤手洗い・手指の消毒・洗顔の徹底を呼び掛ける。	■（２）競技者に対し実施すること。 ①競技者に対し競技会1週間前からの体調管理および検温を義務付ける。 ②体調管理の方法、チェック方法は主催者が定め、実施する。 主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者に求めた情報の保管期間（少なくとも１月以上）を定めて保存しておく。 保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄をおこなうとともに、廃棄した証を保管する。主催者は体調管理ができていない競技者を出場不可とすることができる。 ③不確かな競技者がいた場合は、その場で検温を実施し、状況により参加を許可しない。 不確かな競技者の事例：一見して体調が悪そうに見える、顔がほてっている、咳、鼻水の症状（風邪の症状）が見られる。 ④運動時を除きマスクの着用を義務とし、主催者はマスクをしていない人に対し注意を促す。 ⑤手洗い・手指の消毒・洗顔の徹底を呼び掛ける。
■３参加者、チーム関係者・大会競技役員・観客・メディア、大会運営関係者に感染者、濃厚接触者、感染疑い者の参加・従事の可否 ・原則として行政、学校や企業等の所属の対応方針を優先すること。 ①感染者への対応 大会開催日の3週間前の時点、もしくはそれ以降にPCR検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合、当該選手は参加を辞退するまたは、主催者による出場権利の取り消しを行う。	■（３）参加者、チーム関係者・大会/競技役員・観客・メディア、大会運営関係者に感染者、濃厚接触者、感染疑い者の参加・従事の可否 ・原則として行政、学校や企業等の所属の対応方針を優先すること。 ①感染者への対応（療養解除のタイミング） 【症状がある場合】発症日＝症状が出現した日から、10日以上かつ症状軽快後72時間経過後（または症状軽快後24時間以上空けて2回PCR等の検査を行い、陰性だった場合）に療養解除となります。

	【症状がない場合】検体採取日から７日経過後に療養解除となります。 【無症状者が経過中に症状が出た場合】当初無症状の人であっても、途中で症状が出現した場合、発症から10日間は感染性があるとされているため、発症日が起算日になります。 療養解除については、保健所の指導に従ってください。 ※療養解除基準は変更される可能性があります。 事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和４年３月16日）
②濃厚接触者への対応 保健所から濃厚接触者と認められた場合、14日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない選手の出場を認めても構わない。 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」厚生労働省	②濃厚接触者への対応／濃厚接触者の待機期間について ・原則7日間で8日目に解除。ただし、４・５日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、５日目から解除を可能（７日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求めること） 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について （厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）
③感染疑い者への対応 大会開催 3週間前の時点、もしくはそれ以降に感染疑い症状（５）が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該選手は参加を辞退するまたは、主催者による出場権利の取り消しを行う。但し、次の1)および2)の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。 1)感染疑い症状の発症後に少なくても8日が経過している。 8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと。 2)薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくても３日が経過している。 3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと。 「発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安」一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会	③感染疑い者への対応 厚生労働省の薬事承認をうけた抗原定性検査キットを使用し、検査をすることを推奨する。 次の1)および2)の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。 1)感染疑い症状の発症後に少なくても8日が経過している。 （8日が経過している：発症日を0日として8日間のこと。） 2)薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくても３日が経過している。 （3日が経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと。）
※５感染疑い症状とは ▼息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ▼重症化しやすい方（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患 COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある	※５感染疑い症状とは ▼息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ▼重症化しやすい方（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透 析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳

場合 ▼上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合（症状が４日以上続く場合は必ず、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談を。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様） 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」 厚生労働省	などの比較的軽い風邪 の症状がある場合 ▼上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合（症状が４日以上続く場合は必 ず、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談を。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様） 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」厚生労働省
☐（４）室内清掃・消毒の準備を整える。 ☐（５）ソーシャルディスタンスを確保するため、医務室の広さを十分に確保し、医師/保健師/看護師のいずれかを医務室に常駐させる（看護師資格を所持しない養護教諭は該当しない）。 医務室が常設でない競技場についてはテントなど仮設の医務室（救護所）を設置する。プライバシーが守れるように注意する。 ☐（６）個人防護具を準備する。（フェイスシールド、ゴーグル、手袋、マスク、使い捨て防護服など） ☐（７）発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテントを確保する。（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナーを用意する） ☐（８）競技役員と競技者の動線をできる限り分ける。	☐（４）室内清掃・消毒の準備を整える。 ☐（５）フィジカルディスタンスを確保するため、医務室の広さを十分に確保し、通常の救護体制の他、競技会における感染対策、感染者・濃厚接触者・感染疑い者が発生した場合の手順を定めた感染症予防対策マニュアルに沿って対応できる体制を整えること。 医務室が常設でない競技場についてはテントなど仮設の医務室（救護所）を設置する。プライバシーが守れるように注意する。 ☐（６）個人防護具を準備する。（フェイスシールド、ゴーグル、手袋、マスク、使い捨て防護服など） ☐（７）発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテントを確保する。（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナーを用意する） ☐（８）競技役員と競技者の動線をできる限り分ける。
２．対象者毎の配慮事項 ☐（１）共通事項（主催者は競技会に関わる全ての人に以下の内容を伝える） ①大会1週間前から体調管理チェック表を記入し、大会当日、主催者に提出する。 ※以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること（当日に書面で確認を行う）。 ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 ※提出前に、提出するデータをコピーまたは写真に撮り、自身でも保管す	２．対象者毎の配慮事項 ☐（１）共通事項（主催者は競技会に関わる全ての人に以下の内容を伝える） ①体調チェックと検温は大会1週間前から自己管理すること。 管理方法と提出の有無については大会主催者が定めること。 ※以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 ※体調管理チェックシートを提出する場合は、提出前に、提出するデータをコピーまたは写真に撮り、自身でも保管すること。

ること。 ②マスク着用、手洗い・洗顔を徹底する。 【注意】炎天下の活動時におけるマスクの着用について ・気温31度以上の環境３）においてマスクの着用はせず3密回避、ソーシャルディスタンスの確保等の感染症予防対策を徹底すること。 ・諸室等の空調の効いた密閉空間ではマスクを着用すること。 ※３日本スポーツ協会熱中症予防運動指針気温31度以上：厳重警戒、35度以上原則中止） ③3密回避行動を心掛ける。 ④競技会の規模、目的に応じて参加資格に制限をかける。 ・年齢、参加資格記録等でレース数、組数の調整をする。 ・参加者数に応じた競技役員を委嘱する。（年齢考慮） ※地域の状況により、応援者・観戦者を入れることや、都道府県域を越えての参加の是非は主催者がその都度、慎重に検討し判断する。	②マスク着用、手洗い・洗顔を徹底する。 【注意】炎天下の活動時におけるマスクの着用について ・気温31度以上の環境（※３）においてマスクの着用はせず3密回避、フィジカルディスタンスの確保等の感染症予防対策を徹底すること。 ・諸室等の空調の効いた密閉空間ではマスクを着用すること。 （※３日本スポーツ協会熱中症予防運動指針気温31度以上：厳重警戒、35度以上原則中止） ③3密を回避した行動を心掛ける。 ④感染状況に応じて、競技会の規模、目的にあわせ参加資格に制限をかけることも検討する。 ・年齢、参加資格記録等でレース数、組数の調整をする等。 ・参加者数に応じた競技役員を委嘱する。 ※開催地の感染状況により、応援者・観戦者を入れることの是非は主催者がその都度、慎重に検討し判断する。
■（２）競技者(事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする) ①競技者の体調管理チェック表をチームの代表者が取りまとめて主催者に報告・提出する。 ②ウォーミングアップは個別に行う。 ③競技用具使用後は手洗い・手指の消毒をする。 ④更衣室の滞在は短時間にする。（シャワールームの使用を原則禁止とする） ⑤運動中につばや痰を吐くことは極力行わない。 ⑥体液の付着したゴミは自己責任で処理する。基本的に持ち帰り	■（２）競技者（事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする） ①主催者が指定した方法で体調管理チェックを行う。 ②ウォーミングアップは個別に行うことがのぞましい。 ③競技用具使用後は手洗い・手指の消毒をする。 ④更衣室の滞在は短時間にする。 ⑤運動中につばや痰を吐くことは極力行わない。 ⑥体液の付着したゴミは自己責任で処理する。（基本的に持ち帰り）
■（３）主催者競技役員（以下を伝え、必要に応じ委嘱状・マニュアル等に記載する） ①主催者は文書・メール等を活用し、事前打ち合わせを減らす工夫をする。 ②主催者は新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい65歳以上の競技役員には、原則として、委嘱しないことが望ましい。 ③新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等）を持っている者には、競技役員委嘱の連絡の際に辞退するよう促す。	■（３）主催者／競技役員（以下を伝え、必要に応じ委嘱状・マニュアル等に記載する） ①主催者は文書・メール等を活用し、事前打ち合わせを減らす工夫をする。 ②新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等）を持っている者には、競技役員委嘱の連絡の際に辞退するよう促す。

④競技者と接触を減らす工夫をする。 ⑤３密の回避行動、マスクの着用、眼への飛沫感染を防ぐための眼鏡またはサングラスUVカットグラス、使い捨ての手袋を緊急時にすぐ着けられるように携帯する。 ⑥用器具、通信機器、審判用具、計測機器、情報端末、その他共用物の使用後は手洗い・手指の消毒・洗顔を欠かさない。	③競技者と接触を減らす工夫をする。 ④３密の回避行動、マスクの着用、眼への飛沫感染を防ぐための眼鏡またはサングラス（UVカットグラス）、使い捨ての手袋を緊急時にすぐ着けられるように携帯する。 ⑤用器具、通信機器、審判用具、計測機器、情報端末、その他共用物の使用後は手洗い・手指の消毒・洗顔を欠かさない。
■（４）チーム関係者・応援者・観客（事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする） ①観客を入れない、または観客を限定的に入れても十分な広さがある場合において、３密を防ぐため競技場客席（スタンドなど）をチーム関係者など待機スペースとして有効的に使用する。 ②声を出しての応援、集団での応援を行わない。 ③競技者に付き添う場合の競技者との接触、ソーシャルディスタンスを確保し、会話に注意する。 ④混雑を回避するため、競技者に付き添う者のウォームアップ場への立ち入りを最小限にする。	■（４）チーム関係者・応援者・観客（事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする） ①観客を入れない、または観客を限定的に入れても十分な広さがある場合において、３密を防ぐため競技場客席（スタンドなど）をチーム関係者など待機スペースとして有効的に使用する。 ②声を出しての応援、集団での応援を行わない。 ③競技者に付き添う場合の競技者との接触、フィジカルディスタンスを確保し、会話に注意する。 ④混雑を回避するため、競技者に付き添う者のウォームアップ場への立ち入りを最小限にする。
３．競技種目毎の配慮事項 ■（競技運営・種目共通の配慮事項 ①3密を回避できる1日の競技会の参加人数を設定する。 参加人数制限やレース間隔は行う競技会の特性によるため、実施する競技種目により、運営内容について検討が必要である。一方で、感染防止策が取れる範囲で、実施する競技種目を決定するという方法もある。どちらを選ぶかは主催者の判断とする。 ②スタート待機及び招集時間を分割し密集を防ぐタイムテーブルを設定する。 ③競技開始前（招集～スタート地点での待機） ３密の回避として、招集時刻を分散化（細分化）し、招集所は競技者同士の距離はソーシャルディスタンスを確保し、手続きの簡略化（滞在時間の短縮）を行う。 ④滞在時間の短縮のため競技者紹介は簡略化する。 ⑤競技中・フィニッシュ後に倒れ込んだ競技者のケア：防護体制マスク、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋などを整えたスタッフで対応する。ゴーグル（サングラス）はその都度、アルコール消毒をする。	３．競技種目毎の配慮事項 ■（１）競技運営・種目共通の配慮事項 ①競技会の参加人数の設定について 参加人数の制限やレース間隔は行う競技会の特性によるため、実施する競技種目により、運営内容について検討が必要である。一方で、感染防止策が取れる範囲で、実施する競技種目を決定するという方法もある。どちらを選ぶかは主催者の判断とする。 ②スタート待機及び招集時間を分割し密集を防ぐタイムテーブルを設定する。 ③競技開始前（招集～スタート地点での待機） ３密の回避として、招集時刻を分散化（細分化）し、招集所ではフィジカルディスタンスの確保、滞在時間を短縮する運用（手続きの簡略化）、マスク着用を促すなどの対策をする。 ④競技中・フィニッシュ後に倒れ込んだ競技者のケア：防護体制（マスク、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋など）を整えたスタッフで対応する。ゴーグル（サングラス）はその都度、アルコール消毒をする。

⑥レース後：手洗いへ直行する動線を確保し、手洗い・洗顔（ペーパータオルなどを用意することが望ましい）を徹底するように促す。 ⑦中長距離レースについては、他の種目と同様、上記③～⑥を徹底し、2段階スタートで実施するなどスタート地点での密を防ぐ工夫をし、レースをすることが望ましい。 ⑧記録発表の工夫：掲示板の前に人だかりができないように掲示場所の分散化やWebを活用した発表をする。 ⑨ミックスゾーンは原則、設置しないが、3密を回避した形であれば設置可能とする。 ⑩表彰の工夫：単に中止するというだけでなく、表彰を実施する場合は、報道関係者や観客等が表彰会場に集まり密集状態にならないように、別会場で表彰を行いその様子を大型映像やオンライン配信等の工夫を行うことが望ましい。 ⑪開会式・閉会式・表彰式は原則、実施しないが、３密を回避した方法であれば実施可能とする。 ⑫会場アナウンスでコロナウイルス対策を積極的にアナウンスする。	⑤レース後：手洗いへ直行する動線を確保し、手洗い・洗顔（ペーパータオルなどを用意することが望ましい）を徹底するように促す。 ⑥中長距離レースについては、他の種目と同様、上記③～⑥を徹底し、2段階スタートで実施するなどスタート地点での密を防ぐ工夫をし、レースをすることが望ましい。 ⑦記録発表の工夫：掲示板の前に人だかりができないように掲示場所の分散化やWebを活用した発表をする。 ⑧ミックスゾーンを設置する場合は柵などでフィジカルディスタンスを確保し、3密を防ぐ。 ⑨開会式・閉会式・表彰式は３密を回避した方法を検討する。報道関係者や観客等が表彰会場に集まり密集状態にならない工夫、短時間での方法を検討する。 ⑩会場アナウンスでコロナウイルス対策を積極的にアナウンスする。
■（２）トラック種目の配慮事項 ①２～３組ずつスタート地点に誘導し、待機場所にゆとりを持たせる。（ソーシャルディスタンスの確保 ②１レーン置きに競技者を配置するのではなく、すべてのレーンに配置してもよいが、スタート位置やフィニッシュ後に留まることを短時間とする。 ③競技者はレース中のマスク着用は義務づける必要はない。招集中・移動中・待機中はマスクを着用するように呼び掛ける 。マスク着用による熱中症に気をつける。 ④給水の競技役員・補助員は競技開始前に手指を消毒し、マスク、手袋、フェイスシールド等を着用する。 ⑤給水所にスポンジは使用しない。 ⑥混成競技者控室を設ける場合は、競技者はマスクを着用し、競技者同士のソーシャルディスタンスを確保の上、換気を徹底する。ソーシャルディスタンスを確保できない場合はパーテーションなどで区切る。	■（２）トラック種目の配慮事項 ①２～３組ずつスタート地点に誘導し、待機場所にゆとりを持たせる。 ②スタート位置やフィニッシュ後に留まることを短時間とする。 ③競技者はレース中のマスク着用は義務づける必要はない。招集中・移動中・待機中はマスクを着用す るように呼び掛ける。マスク着用による熱中症に気をつける。 ④給水の競技役員・補助員は競技開始前に手指を消毒し、マスク、手袋、フェイスシールド等を着用する。 ⑤混成競技者控室を設ける場合は、競技者はマスクを着用し、競技者同士のフィジカルディスタンスを確保の上、換気を徹底する。フィジカルディスタンスを確保できない場合はパーテーションなどで区切る。
■（３）フィールド種目の配慮事項	■（３）フィールド種目の配慮事項

①待機場所における競技者同士のソーシャルディスタンスを確保し、競技役員は注意を促す。 ②投てき器具やすべり止めの共用禁止にする必要はない。終了後の手洗い・洗顔の徹底を呼び掛ける。 また、試技の前後に手指の消毒を実施し、競技中に不用意に手で顔を触らぬように注意をすることで対応する。 跳躍種目における着地マットや砂場も同様である。 ③滑り止め（炭酸マグネシウム）利用については、共有しない方法で実施する。競技者が容器に手を入れて着ける形ではなく競技役員や補助員から適量を受け取る方法や小分けして競技者に渡す方法、また競技者の持ち込みも可とするなど。 ④助走練習、投てき練習時に並ぶ時はソーシャルディスタンスを確保するか、あるいは競技役員が1人ずつ順番に呼び出す。 ⑤競技者同士の会話は極力避け、待機中はマスクを着用するよう呼びかける。 ⑥競技役員・補助役員の手旗、パソコン、計測器などの共用は極力避けるが、共用する場合には、使用後、手洗い、手指の消毒、機器の消毒を行う。 ⑦コーチがコーチ席から競技者に向かって話す際は、マスク着用の上、ソーシャルディスタンスを確保し、話すように呼び掛ける。	①待機場所における競技者同士のフィジカルディスタンスを確保し、競技役員は注意を促す。 ②投てき器具やすべり止めの共用禁止にする必要はない。終了後の手洗い・洗顔の徹底を呼び掛ける。 また、試技の前後に手指の消毒を実施し、競技中に不用意に手で顔を触らぬように注意をすることで対応する。跳躍種目における着地マットや砂場も同様である。 ③滑り止め（炭酸マグネシウム）利用については、共有しない方法で実施する。競技者が容器に手を入れて着ける形ではなく競技役員や補助員から適量を受け取る方法や小分けして競技者に渡す方法、また競技者の持ち込みも可とするなど。 ④助走練習、投てき練習時に並ぶ時はフィジカルディスタンスを確保するか、あるいは競技役員が1人ずつ順番に呼び出す。 ⑤競技者同士の会話は極力避け、待機中はマスクを着用するよう呼びかける。 ⑥競技役員・補助役員の手旗、パソコン、計測器などの共用は極力避けるが、共用する場合には、使用後、手洗い、手指の消毒、機器の消毒を行う。 ⑦コーチがコーチ席から競技者に向かって話す際は、マスク着用の上、フィジカルディスタンスを確保し、話すように呼び掛ける。
４．施設における配慮事項 ■（１）施設入場時の配慮事項 ①競技役員及び競技者受付所など、対面して受付を行う場所にシールド（透明なシートなどを設置、またはフェイスシールドを準備し対応する。 ②受付やゲートにて不確かな者に検温を実施する。 ③入退場口での手指の消毒液を準備する ④ソーシャルディスタンス確保の呼びかけ。（整列に必要なマークの設置	４．施設における配慮事項 ■（１）施設入場時の配慮事項 ①競技役員及び競技者受付所など、対面して受付を行う場所にアクリルパーテーションなどを設置、 またはフェイスシールドを準備し対応する。 ②受付やゲートにて不確かな者に検温を実施する。 ③入退場口での手指の消毒液を準備する ④フィジカルディスタンス確保の呼びかけ。（整列に必要なマークの設置）
■（２）施設利用上の配慮事項 ①常時換気の実施（窓開け・戸開けの実施）※換気できない場所は利用しない。 ②諸室・招集所などの座席配置を工夫する。（ソーシャルディスタンスの確保）	（２）施設利用上の配慮事項 ①常時換気の実施（窓開け・戸開けの実施）※換気できない場所は利用しない。 ②諸室・招集所などの座席配置を工夫する。（フィジカルディスタンスの確保）

③拡声器・通信機器を利用する。 ④直接の接触回避を工夫する。 ⑤多くの者が接触する可能性がある箇所の清掃（消毒）頻度を増やす。（施設所有者・管理者に確認すること） ⑥雨天時の待避場所の確保・終了後、施設・設備・用器具の清掃・消毒を行う。 ⑦トイレ（便座、ドアノブ、水洗トイレのレバー等を清潔に保つ。（便座の蓋をしてから流す ⑧「3密」の状態が発生しやすくなるため、喫煙所を設置しない。 ⑨ゴミ箱を撤去し、ゴミは各自持ち帰るように事前に周知し、かつアナウンスをする。 ※諸室におけるごみを回収担当者は、マスク、手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は、手洗い・手指の消毒をする。 ⑩シャワールームの使用を原則禁止とする。必要な場合、地域および施設の指示に従い3密を防ぎ清掃・消毒を徹底した上で使用する。 ⑪更衣室を使用する場合は、換気の徹底と一度に入室する人数を制限して密を防ぐ。 ⑫発熱者が出た場合の、隔離用の部屋を確保する。（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションで仕切ったコーナーを用意する）	③拡声器・通信機器を利用する。 ④直接の接触回避を工夫する。 ⑤多くの者が接触する可能性がある箇所の清掃（消毒）頻度を増やす。（施設所有者・管理者に確認すること） ⑥雨天時の待避場所の確保・終了後、施設・設備・用器具の清掃・消毒を行う。 ⑦トイレ（便座、ドアノブ、水洗トイレのレバー等）を清潔に保つ。（便座の蓋をしてから流す） ⑧「3密」の状態が発生しやすくなるため、喫煙所を設置しない（施設所有者と協議すること）。 ⑨ゴミ箱を撤去し、ゴミは各自持ち帰るように事前に周知し、かつアナウンスをする。 ※諸室におけるごみを回収担当者は、マスク、手袋を着用する。マスクや手袋を脱いだ後は、手洗い・手指の消毒をする。 ⑩シャワールームの使用する場合、地域および施設の指示に従い3密を防ぎ清掃・消毒を徹底した上で使用する。 ⑪更衣室を使用する場合は、換気の徹底と一度に入室する人数を制限して密を防ぐ。 ⑫発熱者が出た場合の、隔離用の部屋を確保する。（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションで仕切ったコーナーを用意する）
☐（３）ウォーミングアップ会場の配慮事項 ①ソーシャルディスタンスの確保を工夫する。 ②トレーナーステーションを設置しない。 ③ウォーミングアップ会場の観戦を禁止する。	☐（３）ウォーミングアップ会場の配慮事項 ② フィジカルディスタンスの確保を工夫する。 ②トレーナーステーションを設置する場合は、3密の回避および、利用者の手洗い・手指の消毒を徹底する。トレーナーステーション内では常時マスク着用とする。 ③ウォーミングアップ会場の利用人数の調整、ウォーミングアップ会場周りの観戦者の密集を防ぐ。
５．メディア・取材への配慮事項 ☐（１）主催者の対応事項 ①大会主催者は報道各社向けの大会取材要項を作成し、メディアの履行義務事項（開催1週間前の体調管理・検温の義務と体調管理チェック表の提出、および終了後2週間の体調管理・検温を行う旨を必ず記載）などを記載	５．メディア・取材への配慮事項 ☐（１）主催者の対応事項 ①大会主催者は報道各社向けの大会取材要項を作成し、メディアの履行義務事項（開催1週間前の体調管理・検温の義務と体調管理の報告、および終了後2週間の体調管理・検温を行う旨を必ず記載）などを記載し、取材の事前申請

し、取材の事前申請を受け付ける。事前申請のない競技会では、大会HPやプレスリリースを通じて周知する。また、当日の受付でも「しおり」などをもとに確認・徹底する。 ※多くのメディアが来る可能性がある大会については本連盟に相談する。	を受け付ける。事前申請のない競技会では、大会HPやプレスリリースを通じて周知する。また、当日の受付でも「しおり」などをもとに確認・徹底する。 ※多くのメディアが来る可能性がある大会については本連盟に相談する。
■（２）取材人数ついて ①会場（取材エリア／ミックスゾーン／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限する。できる限り人数を少なくするよう要請する。 （例）１社１名（取材・撮影兼務）or取材／撮影各１名など	■（２）取材人数ついて ①会場（取材エリア／ミックスゾーン／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限する。できる限り人数を少なくするよう要請する。 （例）１社１名（取材・撮影兼務）or取材／撮影各１名など
■（３）取材方法について ①ADカードまたはビブスを用意して報道取材者を管理する。 ②報道受付では事前に用意した体調管理チェック表を受け付ける。 ③ミックスゾーンは原則、設置しないが、設置する場合は柵などでソーシャルディスタンスを確保し、３密を防ぐ。 ④囲み取材・インタビュー：競技者同意のもとのソーシャルディスタンス（競技者と取材者および取材者同士の距離）を確保し実施する。マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討する。	■（３）取材方法について ①ADカードまたはビブスを用意して報道取材者を管理する。 ②報道受付では主催者が指定した体調管理チェック（体調管理チェックシート、体調管理アプリ等）を確認する。 ③ミックスゾーンを設置する場合は柵などでフィジカルディスタンスを確保し、3密を防ぐ。 ④囲み取材・インタビュー：競技者同意のもとのフィジカルディスタンス（競技者と取材者および取材者同士の距離）を確保、またはアクリルパーテーションなどを使用し実施する。マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討する。
■（４）取材・撮影エリア ①撮影エリアはソーシャルディスタンスで区切る。 または、設定できる撮影エリア内でのソーシャルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかける。	■（４）取材・撮影エリア ①撮影エリアはフィジカルディスタンスで区切る。 または、設定できる撮影エリア内でのフィジカルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかける。
■（５）報道取材者の協力事項 ①取材時はマスクを着用する。 ②開催1週間前の体調管理・検温の義務と体調管理チェック表の提出、および終了後2週間の体調管理・検温を行う。 ③会場内では手洗いや咳エチケットなどの実施を心がける。 ④取材人数・取材方法・取材エリアを遵守する。	■（５）報道取材者の協力事項 ①取材時はマスクを着用する。 ②開催1週間前の体調管理・検温の義務と主催者が指定した方法による体調管理チェックの報告、および終了後2週間の体調管理・検温を行う。 ③会場内では手洗いや咳エチケットなどの実施を心がける。 ④取材人数・取材方法・取材エリアを遵守する。

６競技会終了後の対応事項（以下の体制を整え競技会開催に臨む ■（１）施設所有者・管理者への確認事項 ①競技終了後のすべての箇所（机、いす、ドアノブ、パソコン、トイレなど）を消毒する。 ②競技終了後のすべての競技用機材（スターティングブロック・投てき物・バトンなど）を消毒する。	６．競技会終了後の対応事項（以下の体制を整え競技会開催に臨む） ■（１）施設所有者・管理者への確認事項 ①競技終了後のすべての箇所（机、いす、ドアノブ、パソコン、トイレなど）を消毒する。 ②競技終了後のすべての競技用機材（スターティングブロック・投てき物・バトンなど）を消毒する。
■（２）参加者への周知事項と主催者の対応事項 ①参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。 ②参加者は症状が４日以上続く場合は必ず最寄りの開催自治体の衛生部局に報告し、大会主催者に報告する。 ③主催者は競技会終了後、2週間以内に感染の報告を受けた場合、感染の情報を入手し、開催自治体の衛生部局に連絡し、指示に従い協力する。 ④感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要がある。なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意しなければならない。 ⑤主催者は日本陸上競技連盟電話番号:05017466100)に報告する。	■（２）参加者への周知事項と主催者の対応事項 ①参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。 ②参加者は症状が４日以上続く場合は必ず最寄りの開催自治体の衛生部局に報告し、大会主催者に報告する。 ③主催者は競技会終了後、2週間以内に感染の報告を受けた場合、感染の情報を入手し、開催自治体の衛生部局に連絡し、指示に従い協力する。 ④感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要がある。なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意しなければならない。 ⑤主催者は日本陸上競技連盟(電話番号:050-1746-6100)に報告する。
７．陸上競技観戦の観客に対する対応事項および感染予防策 開催地の自治体の指示に従い、予防策をした上で観客の有無を慎重に判断する。 ■（１）発熱、咳、倦怠感、咽頭痛などが見られる場合は観戦できない。 ■（２）入場時の濃厚接触を減らすための工夫をする。（待機列、入場列ゾーニング等) ■（３）開場時間を繰り上げるなど、余裕を持った入場を設定する。 ■（４）サーモメーター等を利用した競技場入場時の体温チェックをする。 ■（５）入場時の手指の消毒とマスク着用を徹底する。 ■（６）観戦時の濃厚接触を減らす工夫をする。	７．陸上競技観戦の観客に対する対応事項および感染対策 開催地の自治体の指示に従い、感染対策をした上で観客の有無を慎重に判断する。 ■（１）発熱、咳、倦怠感、咽頭痛などが見られる場合は観戦できない。 ■（２）入場時の濃厚接触を減らすための工夫をする。（待機列、入場列ゾーニング等) ■（３）開場時間を繰り上げるなど、余裕を持った入場を設定する。 ■（４）サーモメーター等を利用した競技場入場時の体温チェック。 ■（５）入場時の手指の消毒とマスク着用を徹底する。 ■（６）観戦時の濃厚接触を減らす工夫をする。 ・入場者数の制限（開催地の指針と会場規模にあわせて設定する）

・入場者数の制限（開催地の指針と会場規模にあわせて設定する） ・他観戦者との十分な距離を空けての観戦（観戦可能座席の工夫）かつ移動を制限する。 ・飛沫感染予防のため、応援歌、声援をしないよう呼びかける。 □（７）競技者との交流（サイン色紙の要求、ハイタッチ等）は原則実施しない。 □（８）競技場内での飲食物の販売を抑制する。 □（９）退場時の混雑を緩和させる。（券種、座席場所に基づいた規制退場など）	・他観戦者との十分な距離を空けての観戦（観戦可能座席の工夫）かつ移動を制限する。 ・飛沫感染予防のため、応援歌、声援をしないよう呼びかける。 □（７）競技者との交流（サイン色紙の要求、ハイタッチ等）は原則実施しない。 □（８）退場時の混雑を緩和させる。（券種、座席場所に基づいた規制退場など）
８．観客から感染者が出た場合に備えること □（１）観客に感染者が出た場合に備えて周囲に座っていた方を特定できるような工夫をする。 【座席指定席の場合】 ・入場者が何時にどの席に座っていたか主催者側が把握できるような管理体制を構築する。 【自由席の場合】 ・観戦者が何時にどの座席・エリアに座ったのか申告してもらう。（座席番号等および連絡先の集計）	８．観客から感染者が出た場合に備えること □（１）観客に感染者が出た場合に備えて周囲に座っていた方を特定できるような工夫をする。 【座席指定席の場合】 ・入場者が何時にどの席に座っていたか主催者側が把握できるような管理体制を構築する。 【自由席の場合】 ・観戦者が何時にどの座席・エリアに座ったのか申告してもらう。（座席番号等および連絡先の集計）
９．大会主催者の免責事項 □（１）大会主催者の責任の範囲を明確にする ・大会主催者は競技会に関わる全ての人に対して加入する保険の補償内容を明示する。 ・大会主催者は競技会に関わる全ての人の感染に対するいかなる責任を負わない。	９．大会主催者の免責事項 □（１）大会主催者の責任の範囲を明確にする ・大会主催者は競技会に関わる全ての人に対して加入する保険の補償内容を明示する。 ・大会主催者は競技会に関わる全ての人の感染に対するいかなる責任を負わない。
１０．個人情報取得の同意 □（１）個人情報の取得目的に明記 ・競技運営目的以外に感染症予防対策目的として個人情報を取得する旨の同意を取得する。 □（２）個人情報の第3者提供 ・大会主催者が保健所・医療機関等の第三者へ情報を提供することへの同意を取得する。 □（個人情報の保管期間	１０．個人情報取得の同意 □（１）個人情報の取得目的に明記 ・競技運営目的以外に感染症予防対策目的として個人情報を取得する旨の同意を取得する。 □（２）個人情報の第3者提供 ・大会主催者が保健所・医療機関等の第三者へ情報を提供することへの同意を取得する。 □（３）個人情報の保管期間

・取得した個人情報は大会終了後少なくとも1月以上とする。 ・保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄をおこなうとともに、廃棄した証を保管する。 以上	・取得した個人情報は大会終了後少なくとも1か月とする。 ・保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄をおこなうとともに、廃棄した証を保管する。 以上

JAAF

競技会開催の基本情報と留意点の確認
2022 年 5 月 2 日

陸上競技活動開催についてのガイダンス

競技会開催の基本情報と留意点の確認（第 2 版: 2022 年 5 月 2 日）

主催者は以下の事項を記入し、必要に応じて加盟都道府県陸協または日本実業団連合・地区学生陸上競技連盟に提出すること。

基本情報

競技会名			
開催日		開催地(陸上競技場名)	
観客の有無	※有の場合は人数を記入	競技会人数	
競技会人数の内訳	競技者：　　人／競技役員：　　人／チーム関係者数：　　人／取材者数：　　人		
主催団体名		連絡担当者名	
電話番号		メールアドレス	

競技会開催の留意点

１．緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等において課される行動制限下における大会開催について

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等において課される行動制限下における大会開催については、政府の方針、開催地自治体等の方針に沿った開催を検討すること。開催にあたっては、開催地の自治体等と感染防止に関する諸事項について十分に協議した上で、政府や開催地の自治体等から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じること。

２．診療体制

開催地の新型コロナウイルス感染症の対応について保健所へ事前に相談しておくこと。

３．健康状態について

競技会に関わる全ての人は日頃より体調管理・検温を実施すること。

４．感染予防対策

大会主催者は、基本的な感染防止策（マスクの着用、手洗い、三密の回避）の徹底。
主催者は、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の手順を定めた「感染症予防対策マニュアル」を作成していること。

比較表

【第1版改訂】競技会開催の基本情報と前提条件の確認（提出用チェックリスト）（2021年1月15日）	【第2版】競技会開催の基本情報と留意点の確認（2022年5月2日）
陸上競技活動再開についてのガイダンス	陸上競技活動開催についてのガイダンス
競技会開催の基本情報と前提条件の確認【提出用チェックリスト】（第1版：2021年1月15日改訂）	競技会開催の基本情報と留意点の確認（第２版：2022年5月2日）
※赤字・下線部は改訂版で追加・修正した部分になります。 主催者は以下の事項に記入及び☐にチェックを入れ、大会開催2週間前までに加盟都道府県陸協または日本実業団連合・地区学生陸上競技連盟に提出すること。	※赤字・下線部は改訂版で追加・修正した部分になります。 主催者は以下の事項を記入し、必要に応じて加盟都道府県陸協または日本実業団連合・地区学生陸上競技連盟に提出すること。
基本情報 競技会名 開催日 開催地(陸上競技場名) 観客の有無　※有の場合は人数を記入 競技会人数 競技会人数の内訳 競技者：　人／競技役員：　人／チーム関係者数：　人／取材者数：　人 主催団体名 連絡担当者名 電話番号 メールアドレス	基本情報 競技会名 開催日 開催地(陸上競技場名) 観客の有無　　※有の場合は人数を記入 競技会人数 競技会人数の内訳 競技者：　人／競技役員：　人／チーム関係者数：　人／取材者数：　人 主催団体名 連絡担当者名 電話番号 メールアドレス
競技会開催の前提条件 ☐１.緊急事態宣言の解除 ☐①移動制限の解除 ☐②不要不急の外出自粛の解除 ☐③店舗営業自粛の解除 ☐④学校において部活動が認められている（※高校生以下の競技会の場合） ただし、緊急事態宣言発出中であっても、緊急事態宣言の要請内容にイベント開催の中止もしくは自粛が含まれていない場合は、競技会主催者は競技会の開催を検討してもよい。開催にあたっては、開催地の自治体等と感染防止に関す	競技会開催の留意点 １．緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等において課される行動制限下における大会開催について ※緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等において課される行動制限下における大会開催については、政府の方針、開催地自治体等の方針に沿った開催を検討すること。開催にあたっては、開催地の自治体等と感染防止に関する諸事項について十分に協議した上で、政府や開催地の自治体等から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じること。

る諸事項について十分に協議した上で、政府や開催地の自治体等から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じること 。 ☐ 2.競技会開催を管轄する自治体からイベントの開催が認められている。 管轄する自治体名 ☐ 3．大会開催都市もしくは地域において、新型コロナウイルス感染症に関する診療体制が整っている。 緊急時の後方支援病院がある 医療機関名（傷害等の対応をする医療機関名） ※以下、４．５は大会当日までに準備を整え、大会当日および大会終了後まで取り組む事項 ☐ 4.競技会に関わる全ての人（審判員・競技者・コーチなど）の健康状態の管理体制を整える。 （開催1週間前の体調報告・検温の義務、および終了後2週間の体調管理・検温の義務） ☐ 5．陸上競技活動再開についてのガイダンス「競技会開催について」に沿った競技会運営をする。	２．診療体制 開催地の新型コロナウイルス感染症の対応について保健所へ事前に相談しておくこと。 ３．健康状態について 競技会に関わる全ての人は日頃より体調管理・検温を実施すること。 ４．感染予防対策 大会主催者は、基本的な感染防□策（マスクの着□、□洗い、三密の回避）の徹底。 主催者は、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の手順を定めた「感染症予防対策マニュアル」を作成していること。